

2025年1月17日
金沢エナジー株式会社**令和6年度「電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金」に伴う
ガス料金・電気料金の値引きについて**

金沢エナジー株式会社（代表取締役社長：石本 毅）は、経済産業省資源エネルギー庁の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（以下、「本事業」）に参画する事業者として採択されました。

本事業は、2024年11月に政府が決定した「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策です。

2025年2月検針分（2025年1月使用分）から同年4月検針分（3月使用分）のガス料金および電気料金に直接反映する形で値引きを行い、ご家庭や企業のご負担を軽減いたします。

なお、今回の変更之际し、お客さまにて特段のお手続きは不要です。

◎ 都市ガスおよび電気料金の値引き単価について

対象	2025年		
	2月検針分 ^{※1} (1月使用分)	3月検針分 (2月使用分)	4月検針分 (3月使用分)
都市ガス ^{※2}	10.0円/m ³ ^{※3}		5.0円/m ³ ^{※4}
電気（低圧）	2.5円/kWh ^{※5}		1.3円/kWh ^{※6}
電気（高圧）	1.3円/kWh		0.7円/kWh
算定方法	・ 値引き期間中は、通常算定される単価から、値引き単価を控除したものを従量料金単価とし、ガス料金を算定します。 ・ 値引き期間中は、通常算定される燃料費調整単価から、値引き単価を控除したものを燃料費調整単価とし、電気料金を算定します。		

※1 当社ホームページ上で公表済の2025年2月検針料金にも値引きは適用されております。

※2 都市ガスの年間契約量が1,000万m³以上のお客さま及び簡易ガス団地（湖陽住宅、瑞樹団地、南森本地区、大浦・東蚊爪地区）でガスをお使いのお客さまは値引きの対象外です。

※3 標準家庭（1か月のご使用量が21m³）の場合、毎月210円（税込）の値引きとなります。

※4 標準家庭（1か月のご使用量が21m³）の場合、毎月105円（税込）の値引きとなります。

※5 標準家庭（1か月のご使用量が230kWh）の場合、毎月575円（税込）の値引きとなります。

※6 標準家庭（1か月のご使用量が230kWh）の場合、毎月299円（税込）の値引きとなります。

◎ 本事業に関するお問い合わせ

本事業の詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

【経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト】

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

【当社コールセンター】

TEL：0570-001874（IP電話・海外からご利用の場合は076-214-8470）

※受付時間：全日9：00～17：30（1月1日～3日を除く）

以上